

(新)

作 業 基 準

O C E A N

(令和3年4月版)

五 島 旅 客 船 株 式 会 社

目 次

第 1 章	目 的	1
第 2 章	作 業 体 制	1
第 3 章	危 険 物 等 の 取 扱 い	2
第 4 章	乗 下 船 作 業	2
第 5 章	旅 客 の 遵 守 事 項 等 の 周 知	5

第1章 目 的

(目 的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、郷ノ首～福江航路の「OCEAN」の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 陸上作業員及び船内作業員の配置は、次の区分による。

(1) 陸 上 作 業

①乗下船する車両の誘導	— 車両誘導係	}	(2名による兼務)
②乗下船する旅客の誘導	— 旅客誘導係		
③可動橋等陸上岸壁施設の操作	— 操 作 係		
④船舶の離着岸時の綱取り、綱放し	— 綱 取 係		
⑤乗船待機中の車両の整理	— 駐車場整理係		

(2) 船 内 作 業

- ①乗下船する車両の誘導 — 車両誘導係 — (1名)
- ②乗下船する旅客の誘導 — 旅客誘導係 — (1名)
- ③固縛装置の取付、取りはずし — 固 縛 係 — (2名)

- 2. 乗組員以外の者が、船内で作業に従事する場合は、船長の指揮を受けるものとする。
- 3. 運航管理員及び船長は、作業現場にあつては、腕章等の所定の標識をつけ、その所在を明確にしておくものとする。

(陸上作業の指揮)

第3条 運航管理員は、副運航管理者の命を受け、陸上作業員を指揮して陸上における次の作業を行う。

- (1) 乗船待機中の旅客及び車両の整理
- (2) 乗下船する旅客及び車両の誘導
- (3) 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し並びに旅客及び車両乗降用施設等の操作
- (4) その他旅客及び車両の乗下船に関する作業

(船長の作業指揮の所掌)

第4条 船長は、船内作業員を指揮して船舶上における次の作業を行う。

- (1) 旅客及び車両の乗下船時の誘導並びに車両の積付け
- (2) 船舶の離着岸時における旅客及び車両乗降用設備の操作
- (3) その他旅客及び車両の乗下船に関する作業

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

- 第5条 危険物の取扱いは、副運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令に定めるところにより行うものとする。
2. 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、副運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。
ただし、原則として船室に持ち込むことは拒絶しなければならない。
 3. 船長又は運航管理員は、旅客の手荷物、自動車の積載貨物その他の物品が前2項の危険物等に該当するおそれがあると認められるときは副運航管理者又は船長の指示を受けて運送申込人の立会いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。
 4. 船長及び運航管理員は、前3項の措置を講じたときは、その状況を副運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船待ちの旅客及び車両の整理)

- 第6条 駐車場整理係員は、乗船待ちの旅客が船舶の離着岸作業、車両乗降用施設等の操作又は乗下船する車両により危害を受けないよう、待合所等所定の場所に整理し待機させる等安全の確保に努める。
2. 駐車場整理係員は、乗船待ちの車両をトラック、乗用車等に区分し下船する旅客及び車両の通行に支障とならないよう所定の場所に駐車させる。
 3. 駐車場整理係員は、駐車中の車両を点検し、燃料洩れの車両があるときは運航管理員に報告して、その指示を受け乗船までに修理させ又は乗船を拒否するものとする。
 4. 駐車場整理係員は、貨物積載車両を点検し、積付け又は固縛の状況が不良と認められるものについては運航管理員に報告してその指示を受け、当該車両の運転者に積付けの是正又は再固縛若しくは増固縛を行わせる。
点検に際しては重量貨物又は高高貨物積載車については特に留意する。
 5. 運航管理員は、車両への積載貨物の重量又は形状が大であるため、船内における積込み場所を特定し又は船内において再固縛を施す等考慮する必要があると認められるときは、その旨を船長に連絡する。

(乗船準備作業)

- 第7条 運航管理員及び船長は、旅客の乗船及び車両の積込み作業に関し十分な打合せを行い、各作業員に乗船作業開始時刻を周知する。
原則として、各港の状況に応じて、旅客及び車両については、離岸5分又は10分前から乗船作業を開始する。
2. 乗船作業開始時刻になったときは、運航管理員及び船長は、それぞれの作業員を配置して乗船通路を設置する。
 3. 船長は、乗船通路が確実に設置されていることを確認した後、運航管理員及び船内作業員に乗船開始の合図をする。

(旅客の乗船)

- 第8条 運航管理員は、船長の乗船開始の合図を受けた後、陸上の旅客係員に旅客の乗船を開始するよう指示する。
2. 陸上の旅客係員は、旅客を乗船口に誘導する。
 3. 船内の旅客係員は、旅客を乗船口から船内へ誘導する。
 4. 運航管理員及び船長は、乗船旅客数（無料幼児を含む。）を把握し旅客定員を超えていないことを確認する。

(車両の積込み)

第9条 運航管理員は、船長の積込み開始の合図を受けた後、陸上の車両誘導係員に車両の積込みを開始するよう指示する。

2. 陸上の車両誘導係員は、車両をランプウェイの先端まで誘導し船内の車両誘導係員に車両の誘導を引き継ぐ。この場合、乗車人に対し禁煙を指示する。
3. 船内の車両誘導係員は、陸上の車両誘導係員から引継ぎを受けた車両をその積付け位置まで誘導する。この場合、既に車両を離れ、客室に移動しつつある乗車人（以下「航送旅客」という。）の安全に十分注意しなければならない。
4. 船内の車両誘導係員は、航送旅客を客室の通路へ安全に誘導する。

(自動車の積付け等)

第10条 自動車の積付けは、次のとおりとする。

- (1) 自動車の負担重量を平均するよう搭載すること。
- (2) 自動車列の両側に幅60以上の通路を船首尾方向に設けること。
- (3) 船首尾両端を除き、横方向に幅1以上の通路を1条以上設けること。
2. 船内車両誘導係員は、車両の積付けの際、次の措置を講ずる。
 - (1) 運転者に対して、エンジンを止め、灯火装置、ラジオ等電路系統のすべてのスイッチを切り、サイドブレーキを引くように指示し、これらを確認した後下車させ、車両区域にとどまらないように指示すること。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、危険物積載車の運転者に対しては必ず車内にとどまるよう指示すること。また、ミキサ一車、保冷車又は家畜等積載車で航海中、作業のため車両区域に立入ることの申出があった場合で、真にやむを得ないと認めるときは、必要な範囲内でその作業を認めるものとする。

(車止め及び固縛装置取付作業)

第11条 固縛係員は、すべての自動車について車止めを施す。

2. 船長は、航行中に気象・海象が次表の左欄の条件に達するおそれがあると認めるときは、船内作業員に対し、右欄の車両について車止めの増強、固縛装置の取付け、オーバーラッシングの実施等を指示する。尚、別紙「積載貨物固定マニュアル」に基づき作業を行う。

風 向 条 件	気 象 ・ 海 象	車 種 等
南東、南からの風向	船首方向からの風向7m/s以上又は船横方向からの風向7m/s以上 (船首方向からの波高2m以上又は船横方向からの波高2m以上)	トラック、特殊自動車等の大型自動車・危険物積載車及びコンテナ
	船首方向からの風向10m/s以上又は船横方向からの風向10m/s以上 (船首方向からの波高3m以上又は船横方向からの波高3m以上)	全車両及びコンテナ
上記以外の風向	船首方向からの風向15m/s以上又は船横方向からの風向15m/s以上 (船首方向からの波高2m以上又は船横方向からの波高2m以上)	トラック、特殊自動車等の大型自動車・危険物積載車及びコンテナ
	船首方向からの風向20m/s以上又は船横方向からの風向20m/s以上 (船首方向からの波高3m以上又は船横方向からの波高3m以上)	全車両及びコンテナ

3. 船長は、前2項の作業終了後、作業が完全に行われたことを確認する。

(離岸準備作業)

- 第12条 運航管理員は、旅客の乗船及び搭載予定車両の積込みが終了したときは車両誘導係員を指揮して、直ちに入口に遮断索を張って通行を禁止し、船長にその旨を連絡する。
2. 船長は、運航管理員と連絡をとり船内作業員を指揮してランプウェイを収納する。
 3. 船長は、車両の積込みが終了したときは、作業員を指揮して航送旅客(第10条に定める危険物積載車、ミキサー車、保冷車又は家畜等積載車の運転者又は監視人を除く。)が車両区域内に残留していないことを確認した後、客室と車両区域間の通路又は昇降口を遮断する。
 4. 船内の旅客係員は、第1項の連絡を受けたときは直ちに舷門を閉鎖する。
 5. 船長は、前各号の作業が終了したときは、次に掲げる事項をすみやかに確認する。
 - (1) 乗船旅客数及び搭載車両数
 - (2) 第10条第2項第2号の措置をした場合は、その状況(車種、人員等)

(離岸作業)

- 第13条 運航管理員は、離岸準備作業完了後、適切な時期に発航の合図をさせるとともに見送人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、岸壁上の状況が離岸に支障ないことを確認して、その旨を船長に連絡し、綱取係員を所定の位置に配置する。
2. 運航管理員は、船長の指示により綱取係員を指揮して迅速確実に係留索を放す。

(着岸作業)

- 第14条 運航管理員は、船舶の着岸時刻10分前までに綱取りその他の作業に必要な作業員を配置する。
2. 運航管理員は、綱取係員を指揮して迅速、確実に綱取作業を実施する。この場合、運航管理員は、作業員が係留索の急緊張等により危害を受けることのないよう十分注意をする。
 3. 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。
 4. 船長は、船内の旅客誘導係員を指揮して船内放送等により着岸時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ着席や手すりへの掴まりを指示する。

(係留中の保安)

- 第15条 船長及び運航管理員は、係留中、旅客及び車両の安全に支障のないよう係留方法、ランプウェイの保安に十分留意する。

(下船準備作業)

- 第16条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認した後、下船のために必要な作業の開始を指示する。
2. 船長は、船体が完全に着岸したことを確認した後、船内作業員を指揮して、車両区域の出入口を開放し、運航管理員と緊密な連携のもとにランプウェイを架設し、舷門を開放する。
 3. 船長は、ランプウェイの架設完了を確認した後、固縛係員を指揮して車両の車止めを取りはずす。

(旅客の下船)

- 第17条 船内の旅客係員は、船長の指揮を受け旅客の通路の設置を確認した後旅客を誘導して下船させる。

(車両の陸揚げ)

- 第18条 船長は、船内の旅客係員を指揮して航送旅客の乗車に先立ち船内放送等により次の事項を周知する。
- (1) 運転者は、係員の指示に従ってエンジンを始動すること。
 - (2) 航送旅客は、車両甲板では禁煙を厳守すること。
2. 船長は、船内車両誘導係員を指揮して航送旅客を乗車させる。
 3. 運航管理員は、ランプウェイ及びその付近の状況に異常のないことを確認した後、通行止めをとり、船長に陸揚げの合図をする。
 4. 船長は、前項の合図を受けたときは、船内における車両の陸揚げ準備が完了していることを確認した後、船内車両誘導係員に車両の陸揚げを開始させる。

5. 船内車両誘導係員は、車両をランプウェイ上に停止させることのないように誘導する。
6. 運航管理員は、車両の陸揚げに際しては、陸上作業員を指揮してランプウェイ及びその付近並びに陸上構内における車両通行の安全の確保に当る。

(下船の終了)

第 19 条 旅客の下船及び車両の陸揚げが完了したときは、運航管理員と船長は相互に連絡をとり作業員を指揮して通路を遮断する。

2. 運航管理員及び船長は、旅客及び車両の下船に異常がないかどうかを確認する。

(車両の積込み等の中止)

第 20 条 船長及び運航管理員は、気象・海象の変化その他の理由により、車両の積込み又は陸揚げが危険な状態になったと認めるときは、作業を中断する。

2. 船長は、前項の状態となったと認めるときは、運航管理員と協議して作業を中止するかどうかを決定する。
3. 船長及び運航管理員は、作業中止又は継続を決定したときは、直ちに船内作業員及び陸上作業員にその旨を指示する。

第 5 章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第 21 条 運航管理者は、発着場等の見やすい場所に旅客の遵守すべき事項等を掲示しなければならない。

「遵守事項等の掲示事項」

- (1) 旅客及び車両は、乗下船時、係員の誘導に従うこと。
- (2) 車両は、乗下船時、徐行すること。
- (3) 車両は、乗下船時、乗降中の他の車両の前に割り込まないこと。
- (4) 車両は、乗船時、係員の指示に従いヘッドライトを消灯すること（夜間）。
- (5) 車両甲板における喫煙その他火気の取扱い等は禁止されること。
- (6) 車両甲板は、航行中、立入りが禁止されること。
- (7) 車両甲板で下船する際は、必ずエンジンを止め、サイドブレーキを引き、すべてのスイッチを切り、施錠しておくこと。
- (8) 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。
- (9) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。

(乗船旅客に対する遵守事項の周知)

第 22 条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) その他旅客の遵守すべき事項
 - ① 下船及び非常の際には、係員の指示に従うこと。
 - ② 航海中、許可なく車両区域に立入らないこと。
 - ③ 下船の際は、係員の指示に従って車両区域に立入ること。

積 載 貨 物 固 定 マ ニ ュ ア ル

(目 的)

第 1 項 本マニュアルは、「OCEAN」の車両甲板における積載貨物の移動防止のための固定の順序、要領を定めることにより、船舶運航時の安全を確保し、事故防止を図ることを目的とする。

(積付甲板等)

第 2 項 「OCEAN」の車両甲板の最大積載能力は、次のとおりとする。

車両甲板積載能力 大型バス (トラック) 2 台、乗用車 6 台又は乗用車 1 2 台

(積付計画等)

第 3 項 1. 積付計画は、船長が作成するものとする。

2. 積付計画作成にあたっては、船体の動揺・傾斜に十分配慮することとする。

(作業前ミーティング)

第 4 項 1. 船長は、積込車両及び積込貨物を確認次第、必要事項を船内の関係者に周知することとする。

2. 積込計画の周知及び作業手順の打合せ及び作業の安全確保と事故防止のために、「作業前ミーティング」を実施することとする。

3. 船内作業員は、必ず「作業前ミーティング」に参加しなければならない。

(積付責任者)

第 5 項 積付甲板の責任者は、船長とする。

(積付器具)

第 6 項 1. 積載貨物を積み付けるために使用する器具類の種類及び数量は、次のとおりとする。

① 大ウェッジ	トラック用車止め	40個
② 小ウェッジ	乗用車・軽自動車用車止め	46個
③ 車両固縛用荷締機	荒天時の車両固定用ラッシング器具	61本
④ オーバーラッシングベルト	荒天時の車両固定用ラッシング器具	6本
⑤ 二輪バイク用ラッシングベルト	二輪バイク用ラッシング器具	8本

2. 船長は、荷役作業の前後、荷役に使用する機具類に異常がないか、積み付けが適切に実施されているかを点検しなければならない。

3. 点検の結果、不足や不具合を発見した場合は、直ちに副運航管理者に報告し、補充・修理等必要な措置を執らなければならない。

(積載拒否等)

第 7 項 動揺等により、積載貨物が落下する恐れ等のある車両を確認した場合は、落下する恐れのないように積載し直させるか、乗船を拒否することとする。

(積載貨物の固定等)

第 8 項 1. 車両については、誘導作業終了後サイドブレーキの施行及びエンジン停止を確認することとする。

2. 横方向積載の車両については、必要に応じ「大ウェッジ」を使用することとする。

3. 車両の固定方法は、平穏時・動揺時・荒天時の三段階とし、固定方法については次項以下によることとする。

(積載貨物の固定 平穩時)

- 第 9 項
1. 乗用車には、左右どちらかの前・後輪に1ヶ所、計2個の小ウェッジを施す。
 2. トラックには、左右どちらかの前・後輪に1ヶ所、計2個の大ウェッジを施す。
 3. 重量物積載車両には、左右の前・後輪に1ヶ所、計4個の大ウェッジを施す。
 4. 二輪バイクには、二輪バイク用ラッシングベルトに加え、前・後輪に1ヶ所、計2個の小ウェッジを施す。

(積載貨物の固定 動揺時)

- 第10項
1. 乗用車には、左右とも前・後輪に1ヶ所、計4個の小ウェッジを施す。
 2. トラックには、左右とも前・後輪に1ヶ所、計4個の大ウェッジを施す。
 3. 重量物積載車両には、左右の前輪の前後1ヶ所・後輪の前後に1ヶ所、計8個の特大ウェッジを施す。
 4. 二輪バイクには、二輪バイク用ラッシングベルトに加え、前・後輪に1ヶ所、計2個の小ウェッジを施す。

(積載貨物の固定 荒天時)

- 第11項 荒天が予想される場合については、必要に応じ、適宜ウェッジの追加や大ウェッジへの取り替えの施行、ラッシングベルトの施行を行うこととする。

(荒天時ラッシング方法)

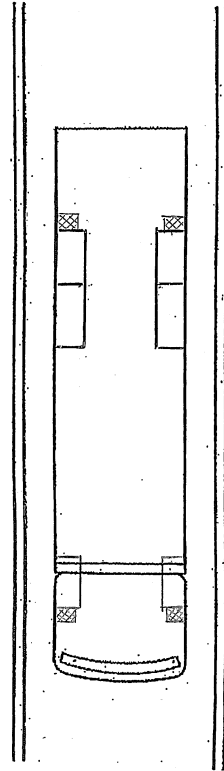
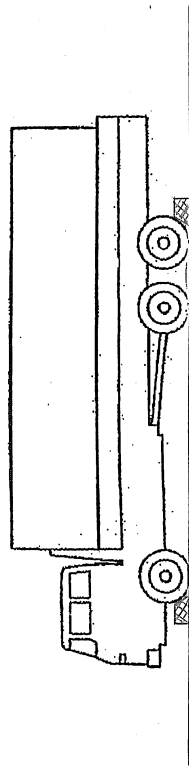
- 第12項 ラッシングは、別図のとおり施行するものとする。

(運航の安全)

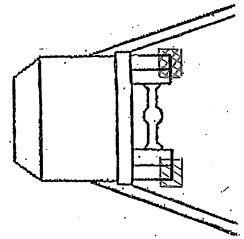
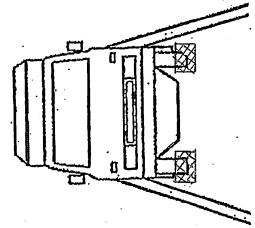
- 第13項 本マニュアルは、原則的な基準であることを理解のうえ、荒天時等には、運航中止の検討等を含め、安全運航を確保することとする。

トラック
(平常時)

- 1). 左右、前・後輪に1ヶ所、計4個の大ウエッジを施す。

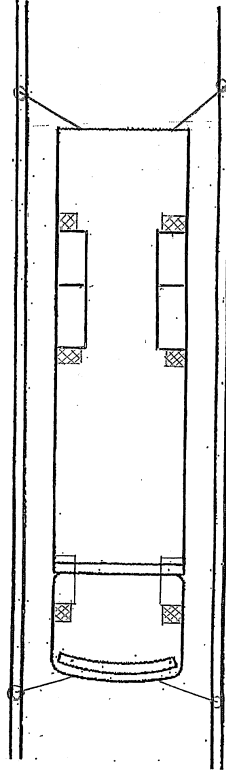
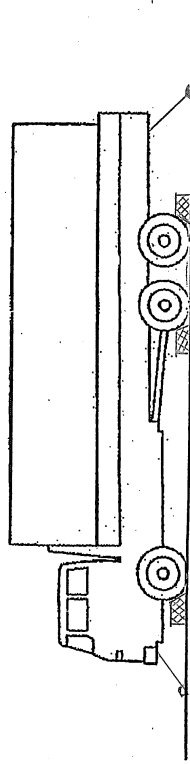


- ① 大ウエッジ 4個

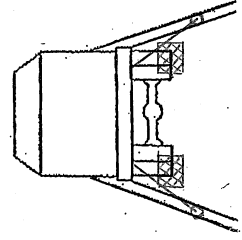
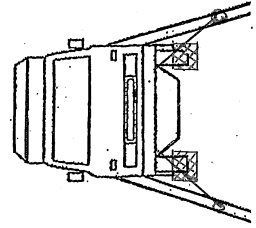


トラック
(荒天時)

- 1). 左右、前輪に1ヶ所・後輪の前後に1ヶ所、計6個の大ウエッジを施す。
2). カーストップパー(荷締め機 1.0t用)で前後2点、計4点取りする。

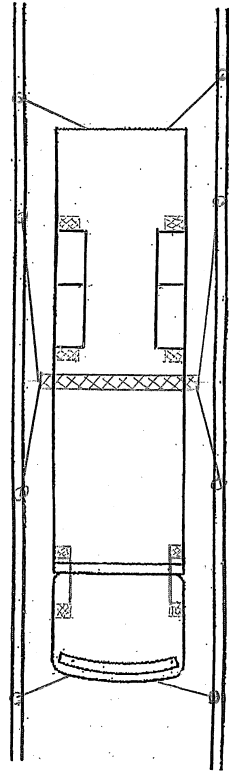
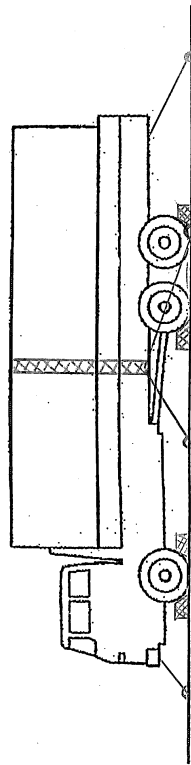


- ① 大ウエッジ 6個
② カーストップパー(荷締め機 1.0t用) 4本

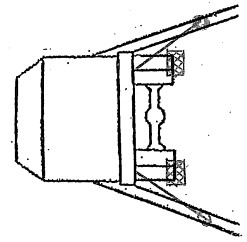
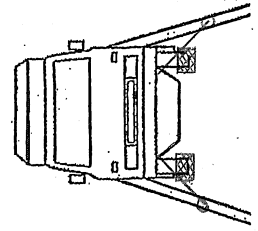


トラック
(荒天時)

- 1). 左右、前輪の前後に1ヶ所・後輪の前後に1ヶ所、計8個の大ウエッジを施す。
- 2). カーストップパーで前後2点、計4点取りする。
- 3). オーバーラッシングで荷台の中央付近を1本のラッシングベルトで固縛する。

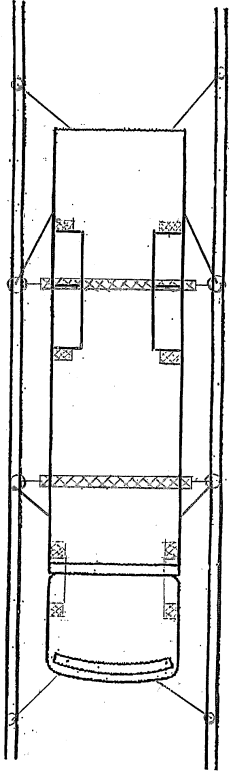
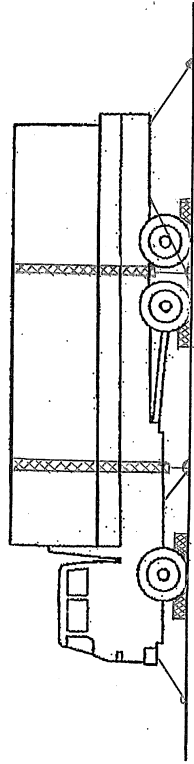


- ① 大ウエッジ 8個
- ② カーストップパー(荷締め機1.0t用) 4本
- ③ オーバーラッシング 1本

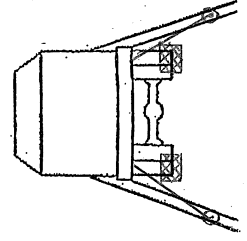
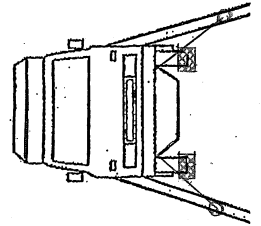


トラック
(荒天時)

- 1). 左右、前輪の前後に1ヶ所・後輪の前後に1ヶ所、計8個の大ウエッジを施す。
- 2). カーストップパー(荷締め機1.0t用)で前後2点、計4点取りする。
- 3). カーストップパー(荷締め機1.0t用)で荷台の前後をサイド側に各2点、計4点取りする。
- 4). オーバーラッシングで荷台の前後を2本のラッシングベルトで固縛する。

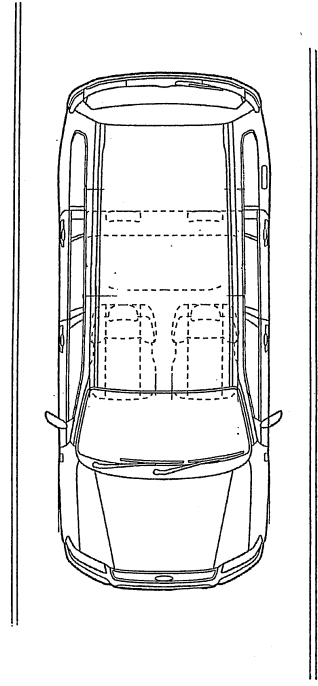
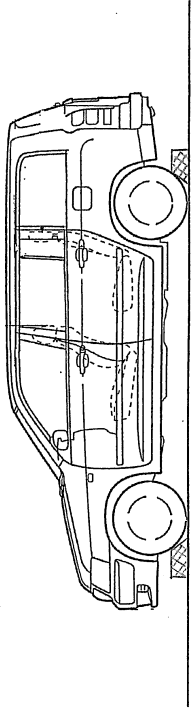


- ① 大ウエッジ 8個
- ② カーストップパー(荷締め機1.0t用) 8本
- ③ オーバーラッシング 2本

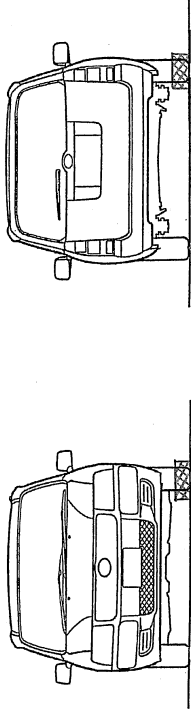


乗用車
(平常時)

1). 左右、前・後輪に1ヶ所、計2個の小ウエッジを施す。

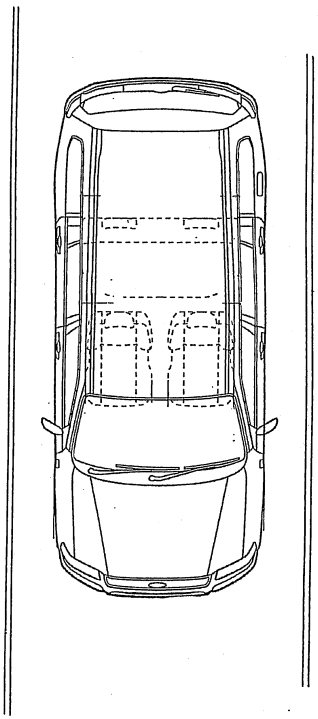
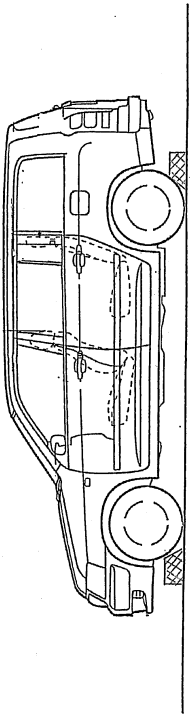


ウエッジ 2個

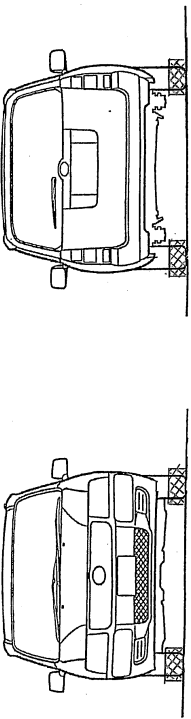


乗用車
(荒天時)

1). 左右、前・後輪に1ヶ所、計4個の小ウエッジを施す。

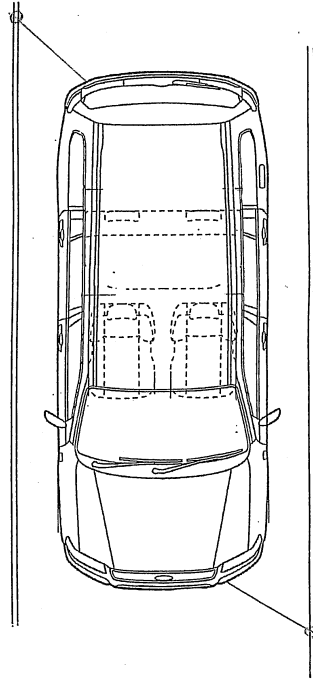
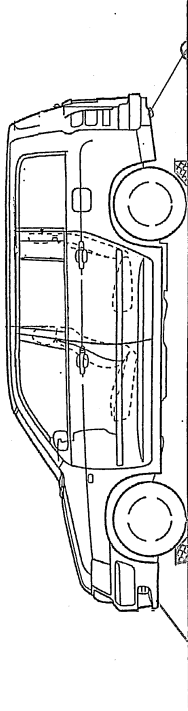


ウエッジ 4個

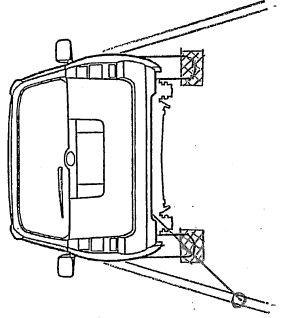
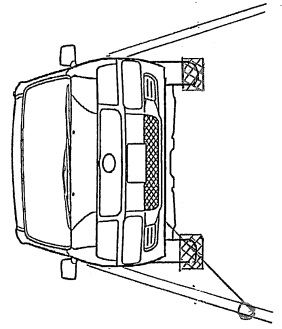


乗用車
(荒天時)

- 1). 左右・前・後輪に1ヶ所、計4個の小ウエッジを施す。
- 2). カーストッパー(荷締め機0.5t、0.7t用)で前後2点取りする。

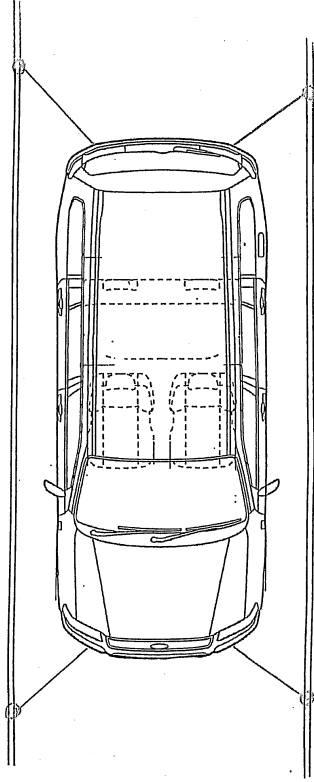
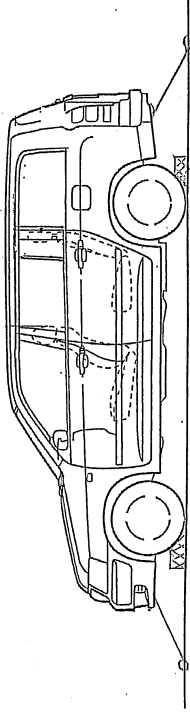


- ① ウエッジ 4個
- ② カーストッパー(荷締め機0.5t、0.7t用) 2本

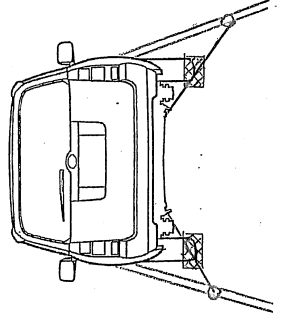
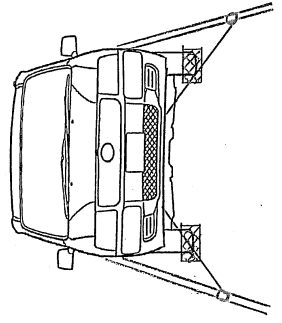


乗用車
(荒天時)

- 1). 左右・前・後輪に1ヶ所、計4個の小ウエッジを施す。
- 2). カーストッパー(荷締め機0.5t、0.7t用)で前後4点取りする。

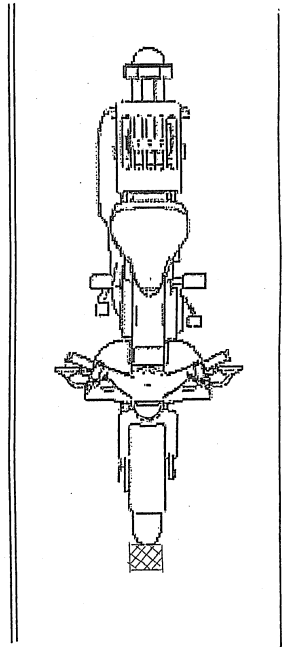
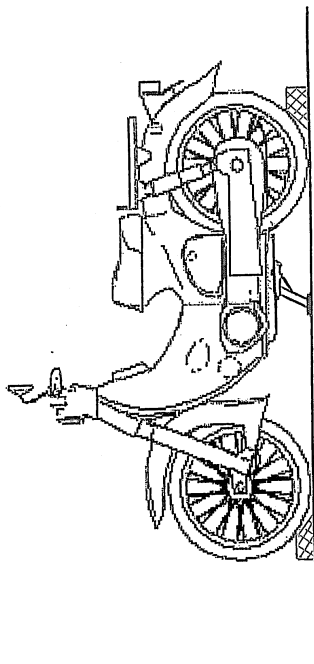


- ① ウエッジ 4個
- ② カーストッパー(荷締め機0.5t、0.7t用) 4本

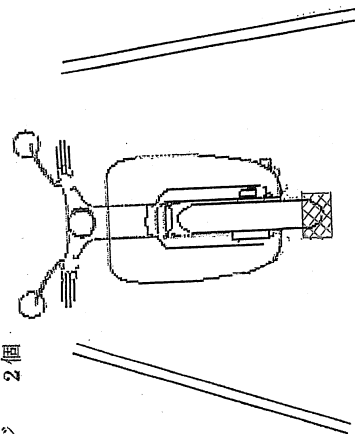


バイク
(平常時)

- 1). センタースタンドを立て前・後輪に1ヶ所、計2個の小ウエッジを施す。
- 2). サイドスタンドの場合は、後輪に1ヶ所、計2個の小ウエッジを施し、
荒天時固定同様バイク用ラッシングベルトで横転防止の固定する。

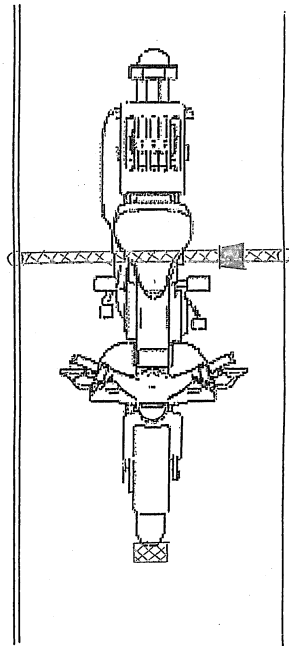
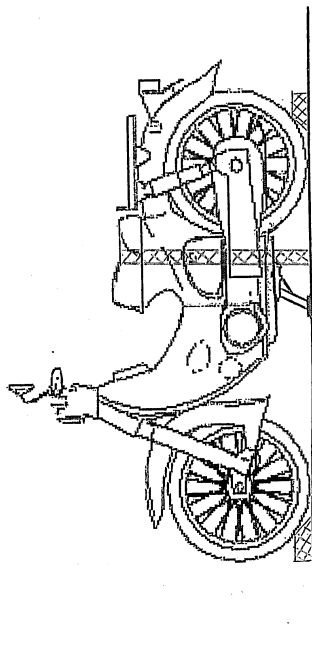


① ウエッジ 2個



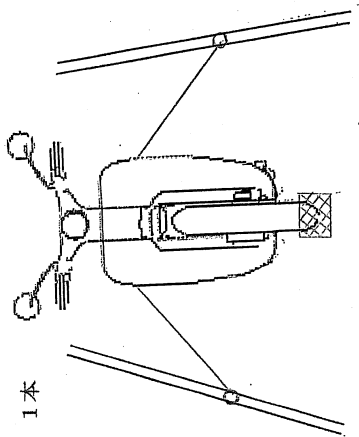
バイク
(荒天時)

- 1). センタースタンドを立て前・後輪に1ヶ所、計2個の小ウエッジを施す。
- 2). サイドスタンドの場合は、後輪に1ヶ所、計2個の小ウエッジを施し、
バイク用ラッシングベルトで横転防止の固定する。



① ウエッジ 2個

② バイク用ラッシングベルト 1本



積載貨物固定マニュアル

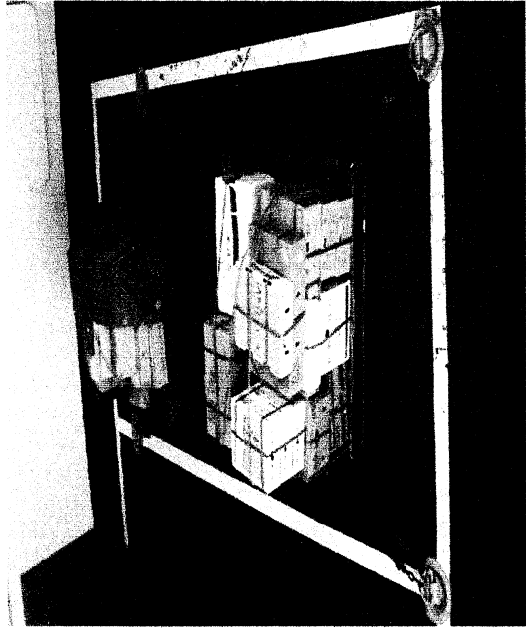
(積載貨物の固定 荒天時)

- ① 平常時は車両積載場所区域に据え置く。
- ② 荒天時に大.小コンテナを積載する場合はラッシングベルト(1200 N/m)2本で固縛Dリングに固定する。
- ③ 荒天時に大.小パレット形状で積載する場合は荷締め機(0.5 t)4本で固縛Dリングに固定する。
(パレット上の荷物が荷崩れしないようロープ等で固定する。)

コンテナ固定要領



パレット固定要領



(新)

作 業 基 準

ニューたいよう

(平成27年8月版)

五 島 旅 客 船 株 式 会 社

目 次

第 1 章	目 的	1
第 2 章	作 業 体 制	1
第 3 章	危 険 物 等 の 取 扱 い	1
第 4 章	乗 下 船 作 業	1
第 5 章	旅 客 の 遵 守 事 項 等 の 周 知	2

第1章 目 的

(目 的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、郷ノ首～福江航路の「ニューたいよう」の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 運航管理員は、陸上作業員を指揮して陸上において、乗船待機中の旅客の整理、乗下船する旅客の誘導、船舶の離着岸時の綱取り綱放し等の作業を実施する。

2. 船長は、船内作業員を指揮して、船舶上における乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。
3. 運航管理員及び船長は、作業現場にあつては、腕章等の所定の標識をつけ、その所在を明確にしておくものとする。

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第3条 危険物の取扱いは、副運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令に定めるところにより行うものとする。

2. 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、副運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。
ただし、原則として船室に持ち込むことは拒絶しにしなければならない。
3. 陸上作業員又は船内作業員は、旅客の手荷物その他の物品が前2項の物品に該当するおそれがあると認められるときは、副運航管理者又は船長の指示を受けて運送申込人の立会いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。
4. 船長及び陸上作業員は前3項の措置を講じたときは、直ちに、その状況を副運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船作業)

第4条 旅客の乗船は、原則として離岸5分前とする。

2. 離岸5分前になったときは、船内作業員は舷門を開放し、陸上作業員に旅客の乗船を開始するよう合図をする。
3. 陸上作業員は、旅客を乗船口に誘導する。
4. 陸上作業員及び船内作業員は、乗船旅客数（無料幼児を含む。）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、それぞれ運航管理員及び船長に乗船旅客数を報告する。

(離岸作業)

第5条 運航管理員は、原則として離岸時刻5分前になったときは、見送人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、船長の指示により迅速、確実に係留索を放す。

(着岸作業)

第6条 運航管理員は、着岸時刻10分前になったときは着岸準備を行い、着岸に際しては迅速、確実に綱取作業を実施する。

2. 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。

(係留中の保安)

第7条 船長及び運航管理員は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法、タラップ等の保安に十分留意する。

(下船作業)

第8条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨陸上作業員に合図する。

2. 船内作業員は、陸上作業員と協力してタラップを架設し、架設完了を確認した後、旅客を誘導して下船させ、下船完了後、舷門を閉鎖し船長に報告する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第9条 運航管理員は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。

周知事項の掲示場所は、旅客待合所又は発着場とする。

- (1) 旅客は、乗下船時及び船内においては係員の指示に従うこと。
- (2) 船内においては、乗船中の者に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (3) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第10条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) 下船及び非常の際には係員の指示に従うこと